

奈良県林産物等の知的財産に関する協議会の概要

1. 日 時 : 令和2年2月12日(水) 9:30~10:45
2. 場 所 : 奈良県農林部林業振興課内 会議スペース
3. 出席者 : 会 長 大谷 義博(林業振興課長)
委 員 松山 徳子(学識経験者(アバンセ特許事務所 弁理士))
" 高橋 龍治(奈良県森林技術センター 所長)
説明者 酒井 温子(奈良県森林技術センター 木材利用課長)

4. 開 会

(1) 定数報告

委員3名(会長を含む)全員の出席があり、奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則第5条第2項に基づき、本協議会は成立する旨事務局より報告した。

5. 議 事

(1) 協議事項

- ①「木質材料用不燃化薬剤、この木質材料用不燃化薬剤の製造方法、この木質材料用不燃化薬剤を用いた木質材料の不燃化方法及び不燃化木質材料」の特許継続について

説明者による説明ののち、質疑応答が行われた。

委員による点数評価の結果、特許継続が適当であると認められた。

- ②「木質材料用不燃化薬剤、この木質材料用不燃化薬剤の製造方法、この木質材料用不燃化薬剤を用いた木質材料の不燃化方法及び不燃化木質材料」の特許許諾について

特許実施者の瑕疵や守秘義務など、何かあった時のリスク回避を契約の中にどう盛り込んでいくか、今後法律相談などしていくなかで検討していくという条件付きで、特許権者以外の第三者の実施を許諾するという方向性について承認された。

- ③「高耐久性木材の製造方法」の特許出願審査請求について

説明者による説明ののち、質疑応答が行われた。

委員による点数評価の結果、特許出願審査請求が適当であると認められた。

以上。